

奈良県告示第五十六号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
奈良市朱雀二丁目 一一 奈良県立平 城高等学校	東京都新宿区西新宿一 丁目二四番一号	株式会社ジャパン ビバレッジホール ディングス	平成二十九年四 月三十日